いわき市下水道条例（昭和43年12月25日いわき市条例第47号）

最終改正:令和8年3月26日いわき市条例第5号

改正内容:令和8年3月26日いわき市条例第5号［令和8年4月1日］

第２章の２　指定工事店

（指定工事店の申請及び指定）

第７条の２　前条本文の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があつた場合において、申請者が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、前条本文の指定をするものとする。

（1）　県内に営業所があること。

（2）　下水道排水設備工事責任技術者（公益財団法人福島県下水道公社が排水設備工事の設計及び施工に関して技能を有する者として認め、登録している者をいう。以下「責任技術者」という。）を選任し、配管工を使用できること。

（3）　建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による管工事業の許可を受けていること。

（4）　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　第7条の6の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

イ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ウ　法人であつて、その役員のうちにア又はイに該当する者があるもの

（指定証の交付及び指定期間）

第７条の３　市長は、前条第2項の規定により指定をしたときは、申請者に対し、指定証を交付するものとする。

２　指定の期間は、5年とする。ただし、年度の中途において指定工事店として新たに指定された場合の指定の期間は、指定の日から4年を経過する日の属する年度の末日までとする。

（異動の届出）

第７条の４　指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（1）　業務を廃止したとき。

（2）　第7条の2第1項の申請書に記載した事項に変更があつたとき。

（3）　選任している責任技術者に変更があつたとき。

（指定工事店の義務）

第７条の５　指定工事店は、次に掲げる事項を遵守するほか、下水道に関する法令、この条例及びこの条例に基づく規則に従い、誠実に工事を施行しなければならない。

（1）　営業所等の見やすい場所に指定工事店である旨の表示板を掲げること。

（2）　指定工事店の名義を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

（3）　工事の設計及び監督は、責任技術者に行わせること。

（4）　第6条第1項の検査には、工事を担当した責任技術者を立ち合わせること。

（5）　前各号に掲げるもののほか、指定工事店の業務の適正を確保するために必要な事項として市長が規則で定める事項

２　指定工事店は、第6条第1項の検査の結果、その施行した工事に不適当な箇所が認められたときは、市長の指示するところに従い、工事をし直さなければならない。

（業務の停止又は指定の取消し）

第７条の６　市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を一定の期間停止させ、又は指定を取り消すことができる。

（1）　下水道に関する法令、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2）　第7条の2第2項各号に規定する要件を欠くに至つたとき。

（3）　市長が行う職務の執行について正当な理由がなくこれを拒み、又は妨げたとき。

（指定証の返納等）

第７条の７　指定工事店は、その業務を廃止したとき又は前条の規定によりその業務を停止され、若しくは指定を取り消されたときは、速やかに、第7条の3第1項の指定証を市長に返納するとともに、第7条の5第1項第1号の表示板の掲示を取りやめなければならない。

（指定工事店の公告）

第７条の８　市長は、指定工事店を指定し、又はその指定を一定の期間停止し、若しくは取り消したときは、その都度、その旨を公告するものとする。